

## 佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年9月24日（火）午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

### 3. 農業委員（9人）

会長	1番	星山 隆啓
会長職務代理者	2番	山本 光雄
委員	3番	日下 正人
	4番	笠井 博美
	5番	國原 和彦
	6番	長江 操
	7番	大西 克史
	8番	森本 允補
	10番	松長 護
農地利用最適化 推進委員（2人）	高樋地区	11番 河原 功
	嵯峨地区	12番 大岩 和久

4. 欠席委員（1人） 9番 大仲 香織  
欠席推進委員（2人） 13番 池田 吉信  
14番 中野 實

### 5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案の上程

議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那河内村農用地利用集積計画（案）の決定について  
議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第20号 非農地証明について  
報告第10号 農地改良届の提出について

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 利也  
書記 栗原 美幸

## 7. 会議の概要

事務局 ただ今から、令和元年9月総会を開会いたします。  
はじめに、星山会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (挨拶)

事務局 ありがとうございました。

本日、大仲香織委員、池田吉信推進委員及び中野實推進委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、10名中9名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を星山会長にお願いいたします。

議長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。  
(異議なし)

それでは、7番 大西克史委員、8番 森本允補委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の栗原美幸さんを指名いたします。続いて、日程第3の議案第18号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「佐那河内村農用地利用集積計画（案）の決定について」を、議案に供します。

事務局より、議案第18号の朗読と説明をお願いします。

事務局 始めに、議案の訂正をお願いいたします。議案書1ページ整理番号1について、設定する利用権等の欄のうち、借貸米41.9kgとあるところを、米62.8kgに訂正をお願いします。

それでは、議案書の1ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案1件でございます。議案第18号は、地権者から賃借人に直接権利を設定する件です。

佐那河内村長より令和元年9月13日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の新規の利用権設定の計画が1件、面積は、1,434m<sup>2</sup>です。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

整理番号1の権利の種類につきましては、賃借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[REDACTED]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED]さんです。土地の所在地については、[REDACTED]31番1、現況 田、306m<sup>2</sup>、[REDACTED]43番1、現況 田、503m<sup>2</sup>、[REDACTED]111番、現況 田、625m<sup>2</sup>で、利用目的は水稻です。借貸については、10a当たり米62.8kgで、全筆で米3俵90kgとなっております。始期は令和2年1月1日から終期は令和7年12月31日の6年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 それでは、質疑に入ります。補足説明がありましたら、関係委員の方から

併せてお願ひいたします。

3 番 場所は、資料1の1ページにあります。大宮神社から神山方面に向かった潜水橋を渡り、左に曲がったところに■■■ 43番1と31番1がとんであります。■■■ 111は国道から根郷集会所の方面へ曲がって、橋を渡って右に行き、またすぐ右に下りたところです。以前から■■■さんが植える作業をして、水の管理を■■■さんのお母さんがしていましたが、もうできないとのことで、この際貸す流れになったようです。

議長 ありがとうございました。■■■さんというのは、役場に行っている人ですか。

3 番 いえ、選果場に行っている■■■さんです。43番1の隣で苺をしています。

11番 この利用権の期間についてですが、1、3、5年とはよく見かけますが、6年とは中途半端ではありませんか。

事務局 その件につきましては、令和2年1月1日から令和7年12月31日の丸6年でと本人さんに確認済です。

11番 もう一つ、■■■さんは農業を2人でされているのでしょうか。苺もしてとなると、他に誰かもされているのではありませんか。

3 番 今年は、お米を植えるのは手伝ってもらっていました。

議長 手伝ってもらっているのですね。

3 番 刈るのは■■■さんとか色々です。

11番 ■■■さんご自身は手をひいているのですか。

3 番 ■■■さんはトラクターとかでひくのはしています。

11番 応援しているのですね。仮に農業の親分が倒れたら、空き地が一気に増えますから。

3 番 苺は■■■さんの奥さん一人でしているようです。

11番 農協も大変そうですね。人が減っているのか。

3 番 そうですね。

11番 わかりました。

議長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、議案に供します。

事務局より、議案第19号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをご覧ください。議案第19号の農地法第4条の規定による許可申請は、1議案1件です。

整理番号1の申請人の住所、氏名は、■■■

■■■さんで、土地の所在地については、■■■ 53番1、現況 雜種地、810m<sup>2</sup>で、転用の目的は太陽光パネルの設置です。転用事由の詳細につきましては、休耕地を活用するためとのことです。

申請地の農地区分につきましては、農用地区域外であり、集団的に存在し

ている農地その他良好な営農条件を備えている農地、いわゆる第1種農地には該当しません。また、転用計画においても、係る営農条件に支障を生ずる恐れがあると認められる場合の不許可要件については、該当しないと思われます。

議長 それでは、質疑に入ります。補足説明がありましたら、関係委員の方から併せてお願いします。

2番 この件については、2月総会で出ていた通りです。

議長 2月26日の農業委員会で提出があったものですね。これは太陽光パネルの下には何もしないのでしょうか。

2番 防草シートをするとはありますね。

議長 裏は堀になっているからいけるのでしょうか。

10番 大丈夫でしょう。

2番 一千万円で太陽光発電設備はできるのでしょうか。工事費400万円で、パネルの枚数も多いようですが。

5番 工事費40万円では。コンマになっています。

2番 40万円でしたか。太陽光発電は■委員もしていますね。

(■委員 退室)

3番 キロいくらですね。

2番 1枚いくらではないのですね。

議長 裏に谷があるから、水はそこに落ちるのでしょうか。

2番 今まで地下浸透していましたが、防草シートをするから流れしていくかもしれませんね。

議長 そこまで問題はないでしょう。現況写真の看板は業者さんがしてくれたものですか。

事務局 看板は、■さんが現況写真を撮るときにご本人で設置してくれたものです。太陽光発電設備の周囲はフェンスで囲って、安全対策をし、標識も設置すると伺っています。

(■委員 入室)

議長 だだいま説明がありましたが、いかがでしょうか。

それでは、議案第19号について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、議案第19号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、議案第20号「非農地証明願について」を、議案に供します。

事務局より、議案第20号の朗読と説明をお願いします。

議長 議案書の3ページをご覧ください。非農地証明願が1件ありましたので、ご説明します。

非農地証明は、従前は農地であった土地のうち、農地法第4条又は第5条の許可を受けていないけれども、現在の土地の状況が農地とは認められない状態にあるもののうち、一定の要件を満たすものについて交付することがで

きます。一定の要件のひとつとして、山林内に介在するなど営農条件の悪い農地で、既に20年以上にわたり不耕作状態が続き、かつ雑木などが繁茂するなどして農地への復元が著しく困難で認められる場合があります。

ただし、証明を受けようとする土地が、農用地区域内の土地である場合は、原則として交付することができません。

それでは、整理番号1をご覧ください。申請人の住所、氏名は、■■■■

■■■■さんで、証明を受けようとする土地の所在地は、■■■■

■■■■82番2、登記地目 畑、1,770m<sup>2</sup>です。非農地化した理由としては、不耕作が続いたことにより農地が荒廃し、山林状態になったためとのことです。非農地化した経過を裏付ける資料として、昭和51年10月22日に撮影された航空写真を確認をしております。場所は、大川原高原に向かう道、上字平尾の■■■■さんのお宅から約1キロメートル上ったあたりにあります。

議長 ただいま説明がありました。補足説明がありましたら、関係委員の方から併せてお願いします。

12番 それでは説明させていただきます。場所は、先月利用権設定をしました■■■■さんと■■■■さんの畑の近くで、大川原線を上った何とも説明しにくいところの道の上下でございます。松長委員と事務局の3人上で現地確認しています。下は畑の名残もありますが、大きな木も生えて、農地の様相を呈しておりません。非農地と判断してよろしいと思います。

議長 場所は、大川原高原に行く本通りですか。

12番 はい。

議長 公図はあるのでしょうか。

事務局 証明願には公図を添付いただいていますが、わかりにくいかもしれません。公図は昭和21年の地図であり、この図では道が82番2の北側にありますが、申請書類では82番2を横断するような形で道が通っています。

議長 道がきれいに分からぬのですね。

議長 それでは、議案第20号について、非農地証明書を発行することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 异議がないと認めますので、議案第20号について、非農地証明書を発行いたします。

次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 農地改良届の提出が1件ございましたので、ご報告します。

農地改良届は、土地所有者や耕作者が農地に客土などの改良行為を実施をする場合、事前に農業委員会に届け出るもので、農地改良に伴う工事は、違反転用との判別が困難なことから、提出しなければならないとされています。

届出者の住所、氏名は、■■■■さんで、土地の所在地は、■■■■61番1、現況 畑、677m<sup>2</sup>、■■■■6

1番3、現況 畑、164m<sup>2</sup>です。下字カラ谷の駐車場造成工事により発生した耕作土を改良地に盛土する計画となっています。被害防除策として、道路沿に盛土をし、土砂の流出を防止し、安全対策をするとしています。令和元年9月9日付で、事務局長専決により、書類を受理いたしました。なお、農地改良完了後は、完了報告書により報告を求めます。

議長 ただいま、報告がありましたら、いかがでしょうか。

事務局 この案件につきましては、■さんが、カラ谷のすだち畠を駐車場に転用する際に、畠の表土をすき取り、それを明見谷にある自己所有の畠に埋め立てを行うといったことであったため、農地を改良するものとして処理することが適当であると判断したものです。

議長 この場所は地滑り地域ではないのですか。地滑り地域の場合、盛り土の高さによっては崩落する恐れもあると思うのですが。

事務局 地滑り地域かどうかは確認していませんが、造成する際には、石積みなどで肩部分を補強して、表土を投入するようにすると聞いておりますので、崩落する危険性は低いと思います。

12番 クラッシャーランを敷設するために表土をすき取るということなので、投入する土の量もそれほど多くないと思いますが。

事務局 それと、書類的に時間がかかった原因は、埋め立てる畠の隣接が自分の所有地と思い実施しようとしたのですが、口約束でのやり取りであり、公的には■さんの所有になっていたなかったために、それも併せて整理したものです。

議長 それについては、5月の総会で議案に供された案件ですね。

事務局 そうです。そのところも処理しながら、正式に土地改良として処理し、もとはミカンが植わっていた畠だと思うのですが、埋め立てた後はスダチに改植して畠として管理することでした。

議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、令和元年9月総会を閉会いたします。

議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 星山 隆啓

佐那河内村農業委員会委員 大西 克史

佐那河内村農業委員会委員 森本 允補